

小規模事業者 持続化補助金 のご案内

- 新たな顧客獲得のためチラシを作りたい・・・
- 飲食店のトイレを洋式に作り替えたい・・・
- 商品パッケージデザインを一新したい・・・
- お客様を呼び込む看板に作り替えたい・・・
- 商談会や展示会に出展したい・・・
- ホームページを作り替えたい・・・
- 店舗内の商品陳列を変えたい・・・etc



策定した経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者による創意工夫を凝らした地道な販路開拓等、あるいは販路開拓とあわせて行う業務効率化（生産性向上）に要する経費の2/3を補助します！（裏面参照）

公募締切

第1次締切 令和2年3月31日（火） 第2次締切 令和2年6月5日（金）

第3次締切 令和2年10月2日（金） 第4次締切 令和3年2月5日（金）

※ 今回より通年受付を行い、4ヵ月ごとに受付を締め切って審査・採択を行います。

● 補助金は誰が利用できるの？

対象者 東員町内で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

※医師等・農事組合法人等・任意団体等は対象外となります。



● 補助金の金額・補助率は？

1件当たりの補助上限額：50万円（補助率2/3）

- ・75万以上の補助対象となる事業費に対し50万円を補助します。
 - ・75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。
- 但し、複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合は金額が異なります。（連携事業者数による）

※全国商工会連合会 HP 特設ページにて公募要領・申請書書類等がダウンロードできます。

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ または

小規模事業者持続化補助金 全国商工会連合会 で検索

● 補助金の対象となるのはどういう経費？

- ①機械装置費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料
⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 になります。

※詳しくは商工会にお問合せください。



東員町商工会

〒511-0251 三重県員弁郡東員町山田 1600

TEL：0594-76-2510 FAX：0594-76-9806

※営業時間：平日 8：30～17：15（土日祝祭日は休み）